

生徒の安全確保及び学校の安全管理に関する対策マニュアル

1 平常の危機管理

(1) 自主警戒・巡視体制

ア 来訪者の受付（事務室入り口に記帳簿を設置）や声かけによる身元確認を徹底する。

イ 校内及び周辺での情報収集や情報交換により不審者の早期発見に努める。

自主警戒・巡視等により、早期発見、警察への通報体制をとる。

ウ 通学路の安全点検、保護活動の強化として警察のパトロールを随時依頼する。

(2) 危機意識の持続

生徒の安全指導、教職員研修、避難訓練等を実施する。

(3) 避難経路と場所

防災避難経路に準ずるが、臨機応変に対応する。

(4) 連絡体制

事務室、職員室、各準備室、各特別教室、保健室の連携を密にし、警察（110番）、消防署（119番／救急車の手配）への緊急連絡を的確、迅速に行う。

県教育委員会県立学校課（441-3661）にも連絡する。

2 不審者侵入時の対応

(1) 危険物の所持を確認し、所持している場合は距離を置いて対応する。

(2) 安全確保を最重点に、複数の教員が対応できるようにし、不審者を興奮させないようにして退行を促す。

(3) 生徒との接触を極力避けるために、時間稼ぎをし、警察への連絡体制をとる。

(4) 安全な避難ルートを想定して、指示体制を整える。

(5) 授業時に突然発生したときは、授業担当者は生徒を安全な場所に移動させ、隣接教室の担当者に助けを求めるなどして臨機応変に対応する。

3 その他

(1) 通学時の対応 「きしゅう君の家」の存在を周知徹底させ、助けを求める。

(2) 警察等との連携を強め、情報収集に努める。

「事件・事故」への対応

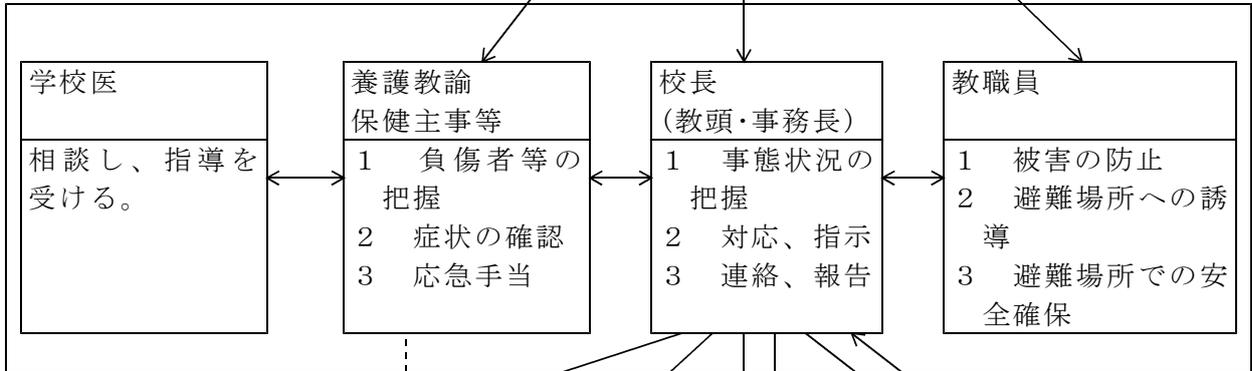
対応1 発見者

- 1 発生事態や状況把握
- 2 近くの子どもの安全確保
- 3 協力要請や緊急通報
- 4 近くの負傷者の把握と応急手当

対応2 近くの教職員等

- 1 事件・事故発生への通報

対応3 各担当者



救急車出動要請

警察の出動要請

保護者

教育委員会

対応4 負傷者

医療機関

対応5 事故後の対応

- 1 情報の整理と提供
- 2 保護者等への説明
- 3 心のケア
- 4 再発防止対策

対応6 重大な事件・事故発生の場合

- 事件・事故対策本部の設置
- 1 情報の収集・整理
- 2 外部との対応の一本化
- 3 救援活動（心のケア）
- 4 再発防止対策の実施

「不審者」への対応

校舎内で不審者の場合

対応1

巡回中の職員の情報

職員室への報告
「いつ」「どこで」
「どのような人」
「どんな状況」
か等を報告する。

生徒からの情報

「いつ」「どこで」
「どのような人」
「どんな状況」
か等を確認する。

偶然に発見

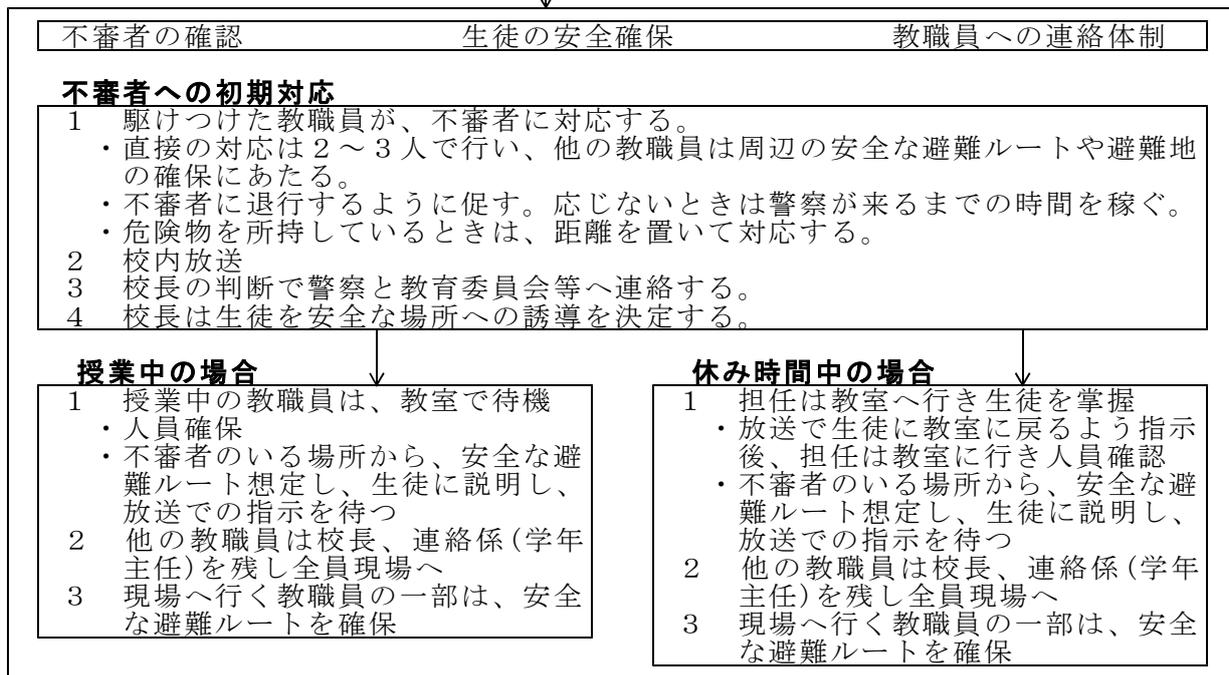
不審者から生徒を回避
させ、職員室へ報告す
る。

対応2

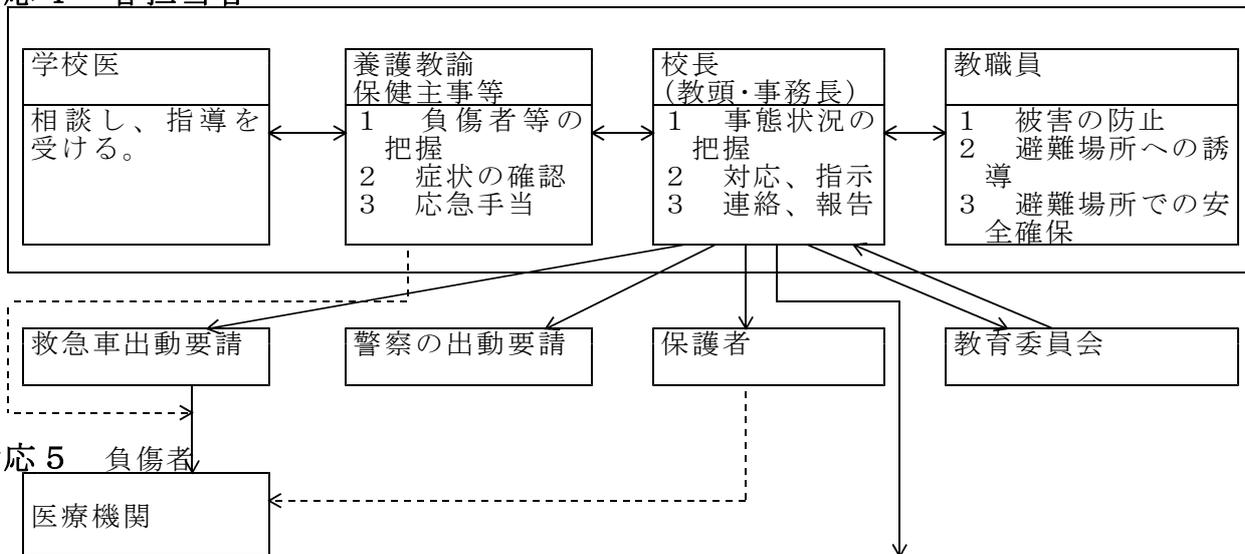
不審者として確認

訪問用件や氏名、危険物の所持等を確認（人権に配慮）
生徒からの情報は、複数の教職員が現場へ駆けつけ、不
審者との距離を保ち、動きに注意して、訪問用件等を丁
寧に聞く。

対応3



対応4 各担当者



対応6 事故後の対応

- 1 情報の整理と提供
- 2 保護者等への説明
- 3 心のケア
- 4 再発防止対策

対応7 重大な事件・事故発生の場合

- 事件・事故対策本部の設置
- 1 情報の収集・整理
 - 2 外部との対応の一本化
 - 3 救援活動（心のケア）
 - 4 再発防止対策の実施

「地震」への対応

地震発生

対応1 安全確保

その場で

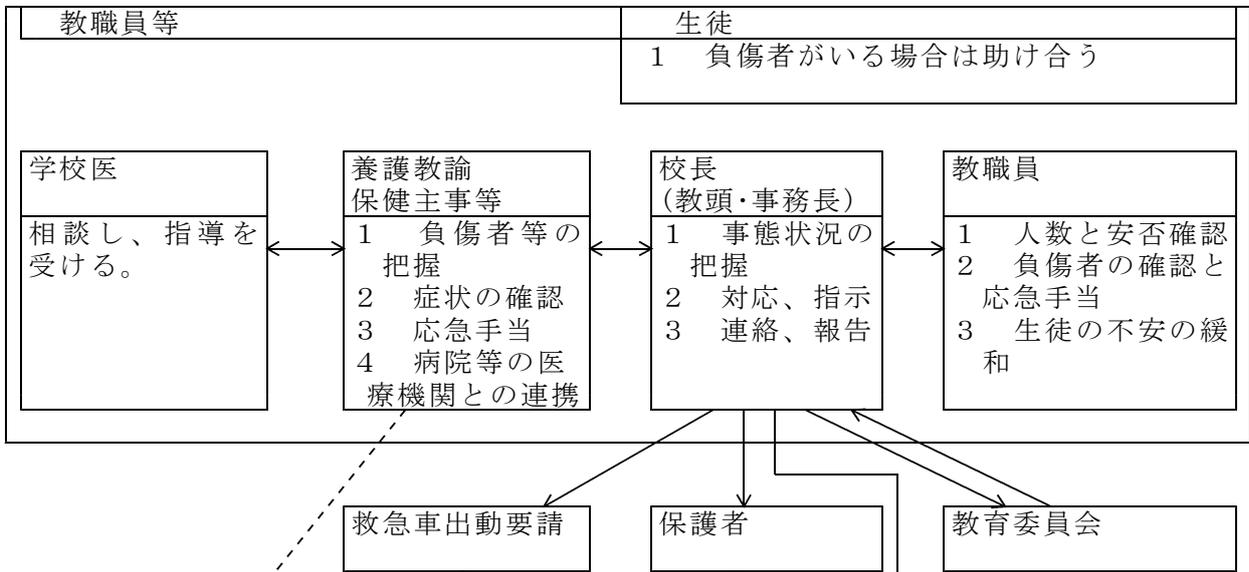
教職員	生徒
1 的確な指示 2 安心させるよう声かけ 3 火を消す。ガスの元栓を閉める	1 机の下に潜り、机の脚をしっかりと持つ 2 頭部を保護し姿勢を低くする 3 危険性のあるものから離れる

揺れがおさまる

対応2 避難誘導

教職員	生徒
1 的確な指示、的確な誘導 2 配慮を要する生徒への対応 3 避難経路・避難場所の安全確保 4 津波の恐れがある場合は、校舎4階及び学校東側の高台への避難を誘導 (校長・教頭・事務長は津波に関する情報収集に努め、避難場所の決定を行う)	1 グラウンド等の安全な場所への避難 2 頭部を保護しながら避難 3 避難場所についての指示に従う

対応3 安全確認・避難誘導



対応4 負傷者

医療機関

対応5 事故後の対応

1 情報の整理と提供
2 保護者等への説明
3 心のケア
4 再発防止対策

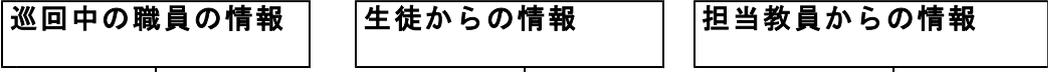
対応6 甚大な地震・津波の場合

災害対策本部の設置
1 施設等の被害状況調査
2 情報の収集・整理
3 外部との対応の一本化
4 安全確認、危険箇所への立ち入り禁止措置
5 救援活動(心のケア)
6 緊急避難場所としての運営体制をとる

「火災」への対応

校舎内調理教室から出火

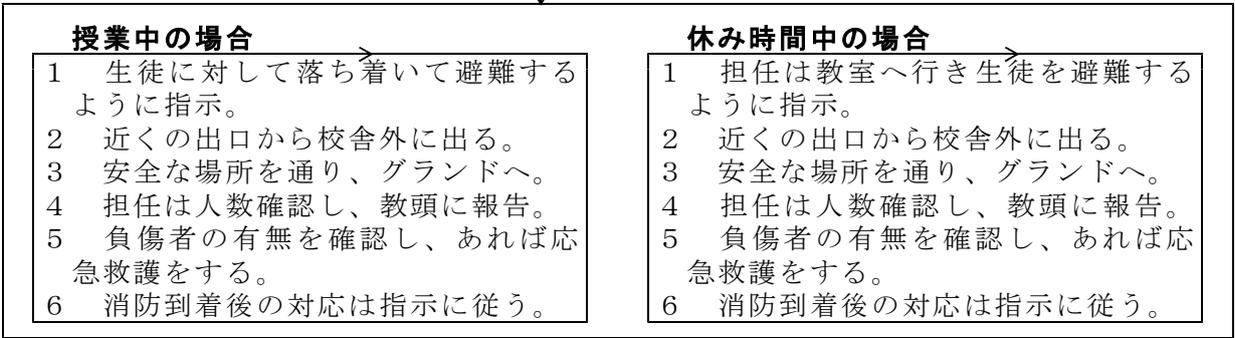
対応1



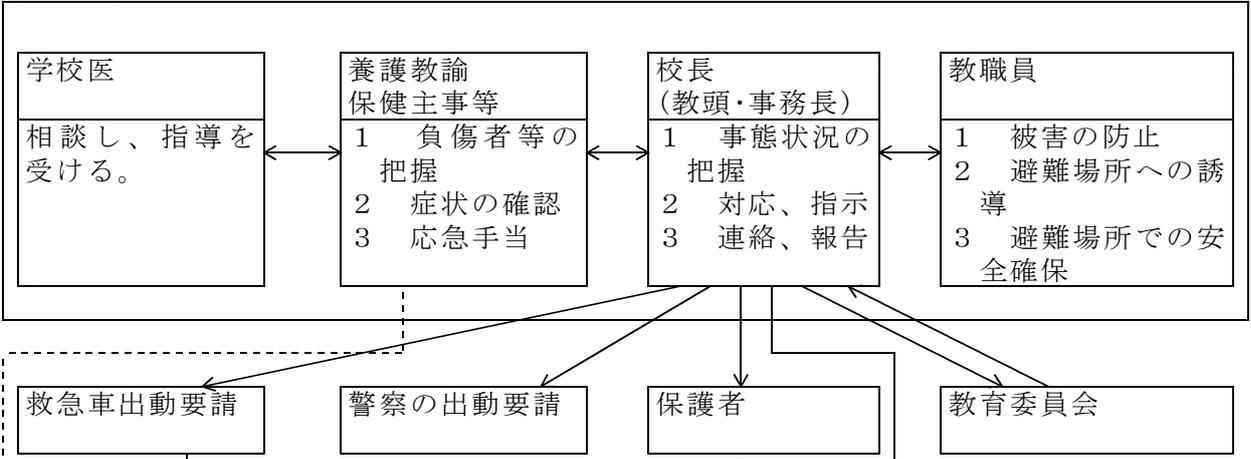
対応2 通報

- 1 第1発見者は火災報知ベルを鳴らす。
- 2 職員室又は事務室に連絡し、消防車の要請する
- 3 校内放送又はハンドマイク等で生徒、職員に発火場所と火災状況を周知し、避難指示をする
- 4 教職員が現場へ急行し、初期消火にあたる。

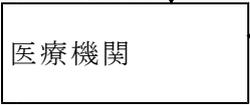
対応3 初期対応



対応4 各担当者



対応5 負傷者



対応6 事故後の対応

- 1 情報の整理と提供 (Organize and provide information)
- 2 保護者等への説明 (Explain to parents etc.)
- 3 心のケア (Mental care)
- 4 再発防止対策 (Preventive measures)

対応7 甚大な火災発生の場合

- 事件・事故対策本部の設置 (Establishment of the Incident/Accident Response Headquarters)
- 1 情報の収集・整理 (Collect and organize information)
 - 2 外部との対応の一本化 (Centralize response with external parties)
 - 3 救援活動 (心のケア) (Rescue activities (Mental care))
 - 4 再発防止対策の実施 (Implementation of preventive measures)